

別紙 2 企画提案書等作成要領

1 全般的な留意事項

- (1) 提案者は、「別紙 1 生成 A I サービス提供業務仕様書」（以下「仕様書（別紙 1）」という。）に基づき、提供しようとするサービスについて提案すること。
- (2) 上記(1)に加えて、当局職員の業務効率化、生産性の向上又は生成 A I 利用経費の抑制に資すると考えられる機能や、生成 A I の活用方法、アカウントの管理方法等があれば、積極的に提案すること。
- (3) 本プロポーザルの結果、受託候補者の決定を受けたときは、当局と仕様等の契約内容を協議し、契約書に添付する仕様書等の案を作成すること。
- (4) 企画提案書及び見積書（以下、「企画提案書等」という。）の内容は、提案者が自ら実現できる範囲内で記載すること。
- (5) 企画提案書等に記載すべき事項が記載されていないとき又は提案内容が本市の仕様書の要件を満たしていないときは、失格になることがある。

2 企画提案書等の作成上の留意事項

(1) 企画提案書

- ア 企画提案書の様式は任意とし、原則、A 4 サイズで作成すること。ただし、図面等であって必要がある場合は、A 3 サイズを使用してもよい。
- イ 企画提案書は、日本語で記載すること。
- ウ 表題は、「生成 A I サービス提供事業者の公募に係るプロポーザルに関する企画提案書」とすること。
- エ 企画提案書は、最大でも 30 ページを限度とし、通し番号を付すこと。
- オ 企画提案書は、表紙、目次、実施体制表、提案内容の順とすること。
- カ 当局の提示した仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。
- キ 企画提案書は、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、極力平易な表現で記載すること。
- ク 次の項目については、必ず記載すること。
- ✓ 提供しようとする生成 A I サービスの仕様（仕様書（別紙 1）の 3(3)~(6)に掲げる各要件の有無や特徴等が分かる内容。なお、3(3)については、複数の言語モデルが利用可能な場合で、モデルにより費用が異なる場合は、このうち最も安価なモデルにより見積書上の費用を積算したうえで、他モデルの利用単価については企画提案書に記載すること。）
 - ✓ 業務実施体制、サポート体制
 - ✓ 導入までのスケジュール想定
 - ✓ 類似業務実績（自治体や行政機関等での業務実績）
 - ✓ 導入後、当局側の利用者の増加により、アカウント数が上限を超えた場合の職員一人当たりのアカウント料の追加料金（月額、税込）

ケ 企画提案書は、次のとおり整えて提出すること。

(ア) 企画提案書（印刷物）【提出部数：５部】 表紙には、商号又は名称、代表者又は受任者の職及び氏名を記載すること。印刷に当たっては、原則Ａ４両面印刷とし、Ａ３サイズの印刷物がある場合は、Ａ４サイズの大きさに折り込むこと。

(イ) 上記（ア）の電子データ（ＰＤＦ形式）【提出方法：電子メール】

（提出先メールアドレス：intra_admin@city.kyoto.lg.jp）

(2) 見積書（様式２）

ア 見積書【提出部数：１部】

見積書は、次の（ア）、（イ）に基づき作成のうえ、１部提出すること。

(ア) 開始予定日（令和８年２月１日）から履行期限（令和９年１月３１日）までの期間における、必要見込み費用

積算方法については、次の a から c までのいずれか、又は、併用とすること。積算に試用する言語モデルは、仕様書（別紙１）の 3(3)アに記載の言語モデルのうち、最も安価に利用できるモデルで算出すること。

a 利用ユーザアカウント数による課金

単価×想定アカウント数で積算。

※ 想定アカウント数は原則、７００人分とする。

※ 「実際に利用したユーザのアカウント数分のみ課金」や、「下記 b で想定する必要文字数を確保するためのアカウント数分を課金」等、効率的かつ合理的に経費を抑制することができる課金方式が可能であれば、企画提案書にその旨を記載のうえ、当該方式による積算としてもよい。（その場合、本市における契約期間中の想定利用率は７００人の約１５％（約１０５人）であり、これを前提に積算すること。）

ただし、７００人全員が、登録手続（利用を希望するユーザが自ら利用登録を行う、利用を希望する者のみをシステム管理者（交通局企画総務部企画調査課担当職員）が都度とりまとめて登録するなど）を経ることなくログインし、円滑に利用できる方式に限る。

b 利用トークン数又は文字数もしくは質問数による課金

単価×想定利用トークン数又は文字数もしくは質問数で積算。

※ 契約期間中の想定利用数量は、月あたり日本語４，２００万文字、質問数７千回とする。

c 上記 a 又は b 以外の課金

企画提案書に課金方式の詳細を記載のうえ、上記 a 及び b に記載の前提条件を踏まえて積算すること。

- (イ) 仕様書（別紙１）に記載している調達範囲に係る(ア)以外の費用
履行期限までにおいて、必要な全ての経費を記載すること。

イ 見積書作成に当たっての留意事項

- (ア) 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載すること。
(イ) 見積書は、住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）、商号又は名称及び代表者名を記載したうえ、使用印鑑を押印すること。

3 その他

提出期限、提出方法等については、「生成ＡＩサービス提供業務におけるサービス提供事業者募集要項」のとおり。